経常建設共同企業体で登録を希望される場合の申請方法について

独立行政法人都市再生機構

１　申請に当たっての注意事項

経常建設共同企業体（大手企業連携型建設共同企業体を含みます。以下「共同企業体」といいます。）で申請される場合の共同企業体の構成員数は、３者以内となっています。その他の注意事項については、以下参照してください。

なお、手続きについてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問い合わせください。

(1)　同一地区・同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は出来ません（平成19・20年度から）。

(2)　経常建設共同企業体として登録を希望しない地区・工事種別については、単体企業としての登録は可能です。

(3)　単体企業としての認定を受けた後、経常建設共同企業体として申請を希望する場合は、当該工事種別について、単体企業としての認定を取り下げる旨の届出（機構の変更届様式）を添付した場合に限り、申請を受け付けるものとします。

(4)　客観点数及び主観点数に対する加算調整は、合併計画を明らかにした書面（次期の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結する旨が記載されたもの）を提出した場合に限り、10％の加算措置を行います。

なお、次回の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結していない場合には、次回以降の競争参加資格の認定において、加算措置は行いません。

２　　提出方法

定期受付期間(令和６年12月２日から令和７年１月15日まで)に申請される場合は、**電子メール方式のみ**受付を行います（**文書郵送方式での受付は行いません。**）。随時受付期間（令和７年２月３日以降）に申請される場合についても**原則電子メール方式**で受付を行います。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、資格審査担当（096-288-1652）に事前に**電話にてご連絡の上**、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。

　　詳細については、別表１の申請方法及び宛先の記載に従い、『３　提出書類』に記載の申請書類をご提出ください。

３　提出書類

 (1)　共同企業体として次に掲げる書類

　　①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）…【様式１－１及び１－２】

　　②　共同企業体協定書（写し）

　　③　共同企業体等調書（補・その１）…【別紙様式】

　　④　営業所一覧表…【様式２】

⑤　業態調書…【様式３】

　　⑥　合併計画を明らかにした書面（上記１(4)に該当する場合）

⑦　委任状（行政書士等による代理申請の場合）…【様式５】

⑧　送付前チェックシート

　　⑨　受理票…【様式６】

電子メール方式の場合は、受理票は不要です。当機構からメールにて受理通知をお送りします。郵送の場合、受理票様式をはがきの裏面に貼り付け、必要な分の切手を貼付したはがきの表面に返信先を記入してください。

 (2)　各構成員分の次に掲げる書類

　　①　納税証明書その３等（写し）

②　総合評定値通知書（写し）

建設業法（昭和24年法律第100号）第３条による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査を受けているものをいいます。ただし、審査基準日について、定期受付の場合は令和５年６月16日以降、随時受付の場合は申請日の１年７月前の日より後のものが必要となります。

　　　〔注〕令和６年能登半島地震に係る申請の特例として、令和７・８年度定期競争参加資格申請においては、能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和６年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和５年10月29日から令和６年８月30日までの間に終了するもの）について、令和４年10月29日以降を審査基準日とするもの（令和４年10月29日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの）であれば申請が可能です。

（対象地域）災害救助法対象地域(※)のうち石川県内の市町村

(※)鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町

　　③　工事分割内訳表（必要となる場合）…【様式４】

４　提出書類の記載に当たっての注意事項

 (1)　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書…【様式１－１及び１－２】

　　　申請書の記入にあたっては、別冊「建設工事競争参加資格審査申請書等の記入要領」の記載方法のほか、次の点に特に注意してください。

①　「04 建設業許可番号」の欄は、各構成員の許可番号を記入してください。

　　②　「07 本社（店）郵便番号」から「16 メールアドレス」までの各欄は、共同企業体の代表者のものを記入してください。ただし、「10　商号又は名称」の欄には、共同企業体の名称を記入してください。

　　③　「08 法人番号」欄には、特段、共同企業体として法人番号の指定を受けている場合のみ記入してください。

　　④　「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用します。

　　　　なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要です。

　　⑤　「19 営業年数」の欄は、共同企業体等調書（補）の「② 営業年数」の平均年数を記入してください。

　　⑥ 「20 総職員数」の欄は、各構成員の総職員数の合計を記入してください。

　　⑦　「21 設立年月日」欄には、共同企業体協定書等に記載の共同企業体の設立年月日を記入してください。

　　⑧　「22 みなし大企業」欄には、共同企業体として、下記に該当する場合には記入してください。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項第１号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」の欄に「○」を記入し、上記に該当しない場合は「□該当しない」の欄に「○」を記入してください。

　　⑨　「23 年間平均完成工事高」の欄は、共同企業体として登録を希望する受付工事種別（競争参加を希望しない工事を含む。）ごとに共同企業体等調書（補）の「③ 年間平均完成工事高」の合計を記入してください。

 (2)　共同企業体等調書…【別紙様式】

　　　共同企業体等調書は、次のとおり記入してください。

　　①　共同企業体等調書（補）

　　　イ　「② 営業年数」の欄には、総合評定値通知書の「営業年数」欄から構成員ごとの営業年数を転記し、合計を記入のうえ、平均年数（１年未満切捨て）を算出し、記入してください。

　　　ロ　「③ 年間平均完成工事高」の欄には、総合評定値通知書の「年平均」欄から共同企業体として登録を希望する受付工事種別に対応する年間平均完成工事高を、構成員ごとに記入し、それぞれの合計を記入してください。なお、総合評定値通知書に記載されている１つの年間平均完成工事高を、いくつかの登録を希望する工事種別に分割する場合及び総合評定値通知書に記載されているいくつかの年間平均完成工事高を、１つの工事種別に合算する場合には、「工事分割内訳表」を作成してください。

　　　ハ　「④ 自己資本額・利益額」の欄には、総合評定値通知書から各項目の数値を、構成員ごとに転記し、それぞれの合計を記入してください。

　　②　共同企業体等調書（その１）

　　　イ　「技術職員数」の欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている人数を、構成員ごとに各欄に転記し、それぞれの合計を「計」欄に記入してください。

　　　ロ　「自己資本額」の「計」欄には、共同企業体等調書（補）の「④ 自己資本額・利益額」欄のうち「自己資本額」の合計を記入してください。

　　　ハ　「利益額」の「計」欄には、共同企業体等調書（補）の「④ 自己資本額・利益額」欄のうち「利益額」の合計を記入してください。

　　　ニ　「経営状況」の欄には、総合評定値通知書の「経営状況」の「評点(Y)」欄に記載されている点数を、構成員ごとに転記し、それぞれの合計を「計」欄に記入してください。

　　　ホ　「その他の評価項目」の欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の「評点(W)」欄に記載されている点数を、構成員ごとに転記し、それぞれの合計を「計」欄に記入してください。

　　　ヘ 「年間平均完成工事高（千円）」の欄には、共同企業体等調書（補）の「③ 年間平均完成工事高」欄のうち総合計の数値を記入してください。

　　　ト　※欄については記入しないでください。

(3)　営業所一覧表…【様式２】

　　　営業所一覧表は、共同企業体としての連絡先を記入してください。

以　上

別表１　申請方法及び宛先

**定期受付の場合(令和６年12月２日から令和７年１月15日まで)**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録地区 | 登録地区に対応する都道府県 | 対象本部等 | 申請方法及び宛先 |
| 東日本地区 | 東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、富山、石川、山梨、秋田、山形、宮城、岩手、 福島、青森、北海道 | 本　社 | 電子メール方式で申請してください。<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>※電子メール方式の申請方法については、HP掲載の申請ガイドをご覧ください。＜申請ガイドリンク＞<https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido20241101.docx> |
| 東　北　震　災復　興　支　援　本　部 |
| 東　日　本都　市　再　生　本　部 |
| 東　日　本賃　貸　住　宅　本　部 |
| 中部地区 | 愛知、静岡、岐阜、三重 | 中　部　支　社 |
| 関西地区 | 大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知 | 西　日　本　支　社 |
| 九州地区 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄 | 九　州　支　社 |

**随時受付の場合（令和７年２月３日以降）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録地区 | 登録地区に対応する都道府県 | 対象本部等 | 申請方法及び宛先 |
| 東日本地区 | 東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、富山、石川、山梨、秋田、山形、宮城、岩手、 福島、青森、北海道 | 本　社 | 電子メール方式で申請してください。<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>※電子メール方式の申請方法については、HP掲載の申請ガイドをご覧ください。＜申請ガイドリンク＞<https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido20241101.docx>ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、下記宛先に事前に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。〒８６０－０８０４熊本市中央区辛島町5-1日本生命熊本ビル12階独立行政法人都市再生機構令７・８工事審査担当電話096-288-1652※持参等によるご来訪はご遠慮願います。 |
| 東　北　震　災復　興　支　援　本　部 |
| 東　日　本都　市　再　生　本　部 |
| 東　日　本賃　貸　住　宅　本　部 |
| 中部地区 | 愛知、静岡、岐阜、三重 | 中　部　支　社 |
| 関西地区 | 大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知 | 西　日　本　支　社 |
| 九州地区 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄 | 九　州　支　社 |